

自動車をお持ちの皆さんへ

自動車税の納期限は6月30日です

自動車税の納期限は、6月30日（木）です。

自動車をお持ちの方には、コンビニでも納められる納税通知書をお送りしています。税額などを確認のうえ、お近くのコンビニや金融機関または地域県民局県税部で納期限までに納めてください。

東日本大震災により被災された方々へ

東日本大震災により被災された方々には、被害の状況に応じた自動車税の減免・徴収猶予や被災代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の非課税制度などがあります。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

自動車税のグリーン化について

- ・平成22年度に新車新規登録された一定の低燃費車について、環境負荷の程度に応じ、税額がおおむね50%軽減されています。
- ・平成10年3月31日（ディーゼル車は平成12年3月31日）までに新車新規登録された自動車について、税額がおおむね10%重課されています。

納税通知書同封の納税証明書のご活用を

自動車税の納税通知書には、車検の際に必要な納税証明書の用紙が同封されています。

自動車税を納付の際、納税証明書の用紙に領収スタンプの押印を受けますと、納税証明書としてそのままご利用できますので、車検証と一緒に保管するなどして、車検の際にお役立てください。

自動車の登録について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。

所有者の判定は、原則として運輸支局の自動車登録によって行っています。自動車を廃車にしたり、他の人に譲渡した場合や住所の変更があった場合などには、登録を変更する必要があります。登録をそのままにしておくトラブルの原因となりますので、お早めにご確認ください。

また、引っ越しなどによりまだ納税通知書が届いてない場合には、お早めにお近くの地域県民局県税部へお問い合わせください。

身体障害者等に対する自動車税の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用する自動車については、一定の条件に該当する場合、自動車税が減免となる制度があります。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

自動車税についてのご相談は

自動車税についてのご相談は、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

[県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>]